

〔論文〕

1950年代から1960年代における障害当事者の声

— 本人からみた在宅生活と入所施設 —

廣 野 俊 輔

1. 本稿の問題意識と目的

本稿の目的は、1950年代～1960年代における障害者の在宅生活や入所施設での生活についての苦悩を当時の会報にもとづきつつ示し、それが自立生活運動にどのようにつながっているかを明らかにすることである。ここでいう自立生活運動とは、立岩（1999：522）に依拠しており、「障害のある人たちが、施設の中での制約の多い生活ではなく、また親の庇護と監督のもとでの生活ではなく、普通に人が暮らす場所で、やりたいことをやり、生きたいように生きようとする、また、それを実現するための運動」という意味である。

この運動は、1980年代にアメリカの運動の影響を受けて日本でも活性化したと説明されてきたが、1970年ごろから日本でも同様の運動が存在したとする研究が最近では増えてきた（立岩、1995；廣野、2011など）。本稿でも、自立生活運動は少なくとも1970年ごろの日本にすでに存在したという前提で議論を展開する¹⁾。その上で、本稿では、自立生活運動のいわば前史である1950～1960年代の障害者の在宅生活や入所施設での生活における苦悩に注目したい。その理由は、この時代の障害者の生活に関する悩みを理解することで、その後に展開する自立生活運動史の意義をより深く理解できるからである。

一般的には自立生活運動のもっている理念は自己決定、自己責任、リスクを冒す自由だと説明される（鳥海、2015：225；日本自立生活センター協議会 2016；佐藤・小澤、2016：65-66など）。自己決定やリスクを冒す権利は、障害者がしばしば過剰に保護的な環境の中で奪われてきた。しかし、自己決定が重要だという点だけを強調すると、そうしたことを実現できるのは限られた障害者であるという議論へと傾いていく。実際、自立生活運動の理念に対して、すべての障害者がそれらを実現できるほど強くないと批判が向けられることがある（佐藤、1999）。こうした批判が流通するにつれて、自立生活運動は強い意思と忍耐力がある障害者にのみ可能という先入観や、そもそも自立生活運動が、最初から「強い障害者」のみによって進められてきたという誤解を与えかねない。

このような偏った自立生活運動の理解に対して、筆者が提示したいのは、自己決定等の理念も

1) この点は自立生活運動をどう定義するかにも関係する論点である。立岩がそうしているように、自立生活運動を親もとでも施設でもない暮らしを求める運動としてとらえるならば、その始まりは1960年代後半であるというのが筆者の立場である。

重要であるが、それらを掲げて障害者が脱出しようとした生活とはどんなものであったのかがより重要であるという見方だ。リスクを冒す自由に関連づけていうならば、リ、リスクを冒しても逃げ出したい生活とはいかなるものだったのかということこそ問われるべきである。この問いに取り組むことで、自立生活の実現は困難を伴うとしても、その背景には強い障害者の願望だけではなく、さまざまな立場の障害者の切実な願いにもとづいていることが明らかになる。

本稿の方法は次の通りである。まず、当時の障害者の声を拾い上げるために、3つの障害者団体の機関誌を対象とする。すなわち、「日本脳性マヒ者協会青い芝の会連合会青い芝の会」の会報『青い芝』、「しのめ会」の会報『しのめ』、「日本身体障害者友愛会」の『友愛通信』である。これらの団体と雑誌については、2.で概説する。いずれも当時、障害者本人が中心となり発行していた雑誌で、家族との関係に関する悩みや入所施設の問題についても取り扱っている。特に注目する点は以下である。1つは家族に世話をされながら暮らしている障害者がどのような不満や不安をもっていたかという点である。もう1つは、入所施設を経験した会員やその知人の会員たちが、施設での生活をどのように感じていたのかという点である。本稿ではこれらの点に注目しながらかれらの見解を拾い上げていく。

本稿の構成は以下の通りである。まず、対象とする3つの団体とその会報について概説しておく(2.)。次に、障害者が家族との関係でどのような不満や不安、葛藤を在宅生活において抱えていたかを検討し(3.)、さらに、入所施設を経験した会員の主張を取り上げ、彼らにとって入所施設がいかなるものであったかを分析する。最後に、以上の検討結果がもつ意味を自立生活運動と関連づけながら考察し、明らかになった知見をまとめ、今後の課題を述べる(4.)。

2. 対象とする機関誌を発行している団体の概要と先行する研究および言及

(1) 「日本脳性マヒ者協会青い芝の会」と会報『青い芝』

「日本脳性マヒ者協会青い芝の会」(以下、「青い芝の会」と表記する)は1957年10月に山北厚・高山久子・金沢英児の3人の脳性マヒ者が結成した。3人はいずれも日本初の肢体不自由児のための養護学校である光明学校の出身である。結成の背景には、脳性マヒ者の就職が障害者の中でも特に困難であること、言語障害やマヒによる容貌の特徴から厳しい偏見や蔑視に晒されていることがしばしばであった²⁾。

津田(1977:42-43)によると、「青い芝の会」は互助連帯型の運動から始まり、権利保障型の

2) 当時の状況について、創設者の1人である高山久子は、筆者に対する手紙(2006年10月20日)の中で「あの頃は、C・P(脳性マヒのこと—廣野補足)はバカの部類でした。外に出す事・目に触れさせる事は家の恥、タブーの時代でした。三人共(創設者—廣野補足)に通学路では見世物でした。校内(光明学校の事—廣野補足)だけが平等世界でした」と述べている。なお、脳性マヒ者に対する世間のまなざしの冷たさについて、高山は他の文章でも指摘している。「戦後になって私は道を歩いていた。手を組んだ背の高い娘さんが二人すれ違った。二三歩歩き過ぎたなと思う頃、同じ歩調で大股に引き返してきた。私の十歩ほど先まで行くと、くると振り向いて、かしら右をして、まさに堂々と通過していった」という具合である(高山, 1956:291)。

運動へと展開し、さらに告発型の運動へと至ったとされる。このうち告発型の運動は1970年代以降の運動を指し、優生思想に反対し健全者中心の社会を告発した運動として様々な研究者の注目を集めている（立岩，1995；荒川・鈴木，1997；廣野；2016；荒井，2012a；2012b）。

本稿ではこれらの注目されている以前の段階（津田のいう互助連帯運動・権利保障型の運動）の会報を対象としている。この時期の会報には在宅生活の実態や家族への思い、入所施設をめぐる議論が掲載されている。「青い芝の会」は紆余曲折を経て現在もまだ活動を続けている。本稿では会報『青い芝』のうち、1970年までに発行された1号から75号を対象とする。これに加えて、内容から判断して1960年代までの言説を検討するにあたって必要な場合は、1970年代に作成された会報も参照した。

(2) 「しののめ会」と会報『しののめ』

「しののめ会」は『しののめ』を発行する中で結成されたグループである。『しののめ』は、「青い芝の会」と同じく光明学校の出身者によって始められた。当時、光明学校は卒業後も継続的に学習したい者のために研究科を運営しており、そこではかなり自由な教育が行われた。この研究科の出身者が創刊したのが『しののめ』である。

この会報は文芸的な性格が強く、「しののめ会」も『しののめ』に俳句や短歌、創作を投稿していた同人の集まりだった。ただし、早くから社会的な問題に言及する投稿もあった。そして次第にそうした記事は増え、障害者を取り巻くさまざまな問題（国立障害者更生相談所における手術方針に関する問題、障害年金に関する問題、入所施設の問題など）を取り上げている。運動の側面においては、「青い芝の会」のように急進的な方向をとらなかったが、早くに「安楽死」を特集したり、障害者団体にとっての会報の重要性を訴え、その発送に関わる郵便料金の値上げに反対する運動を展開した。

「しののめ会」および『しののめ』に言及した研究としては、国立身体障害者更生相談所の手術方針をめぐる闘争に焦点を当てた鈴木の研究や、安楽死の特集に注目した大谷の研究、脱家族や性の解放を主題とした荒井の研究、「しののめ」誌上でも話題になった国立身体障害者更生相談所をめぐる障害者の闘争についての研究がある（大谷，2005；荒井，2011；鈴木，2012）。筆者の関心は、脱家族に注目した荒井の研究と一部重なる。本稿では荒井の研究の意義を確認しつつ、さらに進んで入所施設の問題にも言及する。

この『しののめ』は、1947年の創刊から2012年3月の終刊まで65年間で112号が発刊されている。なお、創刊から第9号までは完全に散逸しており、現在、読むことができない。さらに筆者は現存している資料の全てを入手できてはいない。本稿では1950-1960年代という時代設定に沿って30号から72号を対象とする。これに加えて、内容から判断して1960年代までの言説を検討するにあたって必要な場合は、1970年代に作成された会報も参照した。

(3) 日本身体障害者友愛会『友愛通信』

日本身体障害者友愛会（当初は、身体障害者友愛会）は、1954年6月20日に有安茂によって創設された。有安は、1933年、小学校5年生の時に、教師による体罰を原因として、肢体と聴覚に障害を負った。その障害は自力で立ち上がれないほど重いもので、有安は布団の中で上半身を起こして読書等をしていた。友愛会の創設のきっかけとなったのは、全国肢体障害者団体連絡協議会（2012：68-70）によれば、次の3つである。1つは、有安が文学に生き甲斐を見出し、そのことをきっかけに作家、新長雄逸や朝日新聞の記者である山岡操と出会い、2人が友愛会の創設を支援したことである。もう1つは、どういういきさつで知り合ったのかは不明だが、友愛会の創設前から有安はしのめ会の花田春兆とつながりがあったということである。このしのめ会への共感も有安が友愛会を結成する動機となっている。3つ目として、戦時中、岡山に疎開していた東京出身の牧師に送ってもらっていた「愛の友」というキリスト教に関する雑誌である。こうした背景から結成された友愛会は、それぞれの会員が俳句・短歌・小説等の創作や日々の生活を報告したり、悩みを吐露したりする場として出発した。『しのめ会』の場合と同じく、やがて会員の生活に関する不安等が投稿され、障害年金・在宅障害者の投票制度、障害者の雇用制度に関する投稿がなされたり、それらについての運動が展開されたりしている。本稿では1号から80号までを対象としている。

3. 障害者からみた在宅生活の苦悩

3.1 家族の負担になっていると感じること

障害者にとって、現在のような支援のない状況での在宅生活が、いかなる苦しみをもたらしたかを、各団体の会報から検討することが本節の課題である。すでに述べたように、この苦悩が彼らをして他の場所での生活を切望させたと考えるからである。障害者の介助や身の回りの雑務はそれを担う家族にとって大きな肉体的・精神的負担となり得る。現在のように在宅生活を送る上での支援がなければなおさらである。そのような状況をよく示している例として『友愛通信』に投稿された宮尾の投稿を示す。

何んとか人間がウンコしないでいいようにはならないものかねえ／母がこんなことをい
いだすのも、さんざん汗をかいたあげく、ようやく便所からわたしを出したときなどだ。/
「人工衛星まで出来たんだからそれくらいできるようにならないかね」／「それは無理だよ、
食べないならそれもできるだろうけどこうして毎日食べてんだもの」／「だから、いくら食
べても、それをみんな消化して出さないでも済むようにするんだよ。そしたらいいだろうな
あ。お前をこうして便所に運ばなくてもいいんだから」／「とにかく何んとか考えなかった
らほんとに仕方がないよ。このまゝじゃお母さんとってもたまらないもの」／わたしは口び

るをかみしめる（宮尾，1960b：21，斜線は段落の変更を意味する。以下同じ）。

宮尾の母親は彼の排泄のケアをほとんど一人で担っていた。大便の際には、抱え上げるときに、宮尾の足に力が入らないこともあり、その場合すべての体重が母親の体にかかり、くずれ落ちる。母はこうした介助の中で「立っておくれよ、腕が折れそうだ」、「これじゃ、まるで地獄だよ」という言葉をもらす。小便の介助は1日におおよそ5回、この時点で20年間続き、そのことについて母親は「世界記録にならないかしら」と笑う。入浴の介助は週に一回、両親の協力で成り立っている。宮尾は入浴したい時にあらかじめ申し出る。その夜、母は「今夜は大仕事があるから」と夕食をたくさん食べるという（宮尾，1960a；1960b；1961）。入浴の予告には、宮尾の両親に対する気兼ねが示されている。小便もぎりぎりまで我慢してから母親を呼ぶので、それがかえって早くしてほしいという宮尾の苛立ちや「なぜもっと早く言わないのか」といった母の不満の原因になることもある。

別の例では、自分が家族の負担になっているという意識から自分の存在を否定的にとらえている者もいる。「青い芝の会」の丸山は、自分の気持ちを次のように吐露している。

すべて手のろい私達のすることは普通の方にとつてじゃまになるだけのようです。それは血がつながっている家族でも例外ではありません。そうしたことから年を取るにしたがつて居にくくなります。（・・・中略・・・）一昨年姉が病死した時母は「結婚もさせずにかわいそうなことをした」と申しました。私が死んだら母は何も言ってくれないでしょう。かえって安心すると思います（丸山，1961：46）。

自分の存在が家族の重荷になっていること、いなくなれば安心されるような存在であること、これらに彼らは敏感に気づき、そして傷ついていった。当時の在宅障害者に対する施策の貧困な状況を踏まえれば、仮にそうした気持ちを会報に投稿していなくても、同じように肩身の狭さを感じていた障害者はかなりいたと推察できる。

くわえて、在宅身体障害者たちは、経済的にも家族に依存している場合が多い³⁾。この点についても、障害者本人にとっては、気兼ねや葛藤の原因となる。「しのめ会」の土居伸哉は、他人から家族の世話になっていることを周囲から「良い身分」と言われることに触れて、次のように述べている。

三十づら下げて、あくせく稼ぎもしないで、自分の好きな事をして居られるし、税金の苦

3) 1957年に雀部が兵庫県尼崎市で467名の1-3級の身体障害者を対象にした調査によると、重度障害者で全く勤労収入のない者は45.7%であり、障害程度が重くなるほど低所得者の割合は高いことが明らかになっている（雀部，1958）。

労も無く、衣・食・住は貴方まかせだし、こうあげて来ると良い事ばかりである。これを考えると上げた手も力が無くなってしまふ。／我々は全く「悪い身分」と云えた義理ではない。／けれどもそれは飽く迄も健康者の皮相な見方による一人よがりである。／最も大きな我々の精神的苦痛のマイナスを計算に入れていない事は確かだ。／それを考えに入れるとマイナスになってもゼロ以上にならない筈である（土居，1958：88-89）⁴⁾。

「友愛会」の有安は、障害者の経済状況に関して、「ほとんどが両親及び兄弟姉妹の庇護の下にある。そのような場合、経済的主権者の意に従って自己を規定される。ここに問題がある・・・（中略）・・・経済的独立自活不可能—即—自我（自意識）否定—と謂う事になってはならぬ」と指摘している（有安，1955：48-49）。この指摘は、当時の障害者が経済的な基盤をもっていないがゆえに家族の中で自分の意思を主張しにくい立場にあることを示し、そうした位置づけから抜け出す姿勢を仲間に対して求めている。

家族に経済的に依存することによるつらさは、障害年金に関する議論にも表れている。たとえば、伴井よし子は、『しのめ』に投稿した障害者への年金支給についての要求を示した文章の中で、次のように述べる。

現状では多くの一級者に年金が支給されないので兄弟姉妹に扶養される場合の立場は苦しく、身障誌の誌費や切手代までは頼めないのが実情です。（・・・中略・・・）吾々が年金を切望するのも、親の死後に扶養してもらおう肉親に食費の一部でも渡したい一心なのです（伴井，1960a：34-35）。

伴井はこの文章の中で、年金の受給要件として、親の収入を勘案する制度を廃止してほしいと訴えている。もしそれが無理ならば、少なくとも、兄弟姉妹の所得にもとづいて受給制限をすることは止めてほしいと主張している。『友愛通信』に投稿した文章で、彼女は、「吾々が年金を切望するのも親の死後に扶養して貰う肉親え食費に渡したい一心からで、年金で孫に菓子買ってやる立場と、大差のある事を知って頂きたいのです」と主張している（伴井，1960b：10）。そもそも国民年金制度は年金を受給した障害者がそれを誰かに渡すことを想定しているわけではない。しかし、彼女の議論では、将来の世話や扶養の担い手にお金を渡すことが年金を要求することの前提となっている。この点にも家族に扶養される障害者の不安と葛藤を読み取ることができる⁵⁾。

4) 他にも「しのめ会」の原岡は「端的に結論から先きに云いますと、ことこの事（お金のこと—廣野補足）に関する限り、現在扶養してくれている私と姉との間は殆ど半永久的に、その関係にあるのですが、私自身にとってこれ程疎しいイヤなことではないのです」と述べている（原岡，1959：17）。

5) 「青い芝の会」では、3周年記念号で会員を対象とした実態調査を公表している。その調査では「親に（経済的に）世話になっていることについて尋ねている。回答は「非常に心苦しんでいる」が7人、「多少心苦しんでいる」13人、「心苦しんでいない」3人、無回答8人となっている（金沢ほか、

これまで当事者の声を参照しつつ述べてきたように、在宅障害者の苦悩の要因の1つは在宅生活においては、自分の身の回りの世話について家族（多くの場合は母親）に頼らざるを得ないという点である。人の世話にばかりで自分は他の家族の手伝いをできないという状況はそれ自体、かなり息苦しい。しかも、自分の世話は家族の負担になっていると彼らは感じている。その上、健常者であれば、いずれは年老いた両親の世話をするといい展望があるが、彼らにはそれを見出すことも困難であった。そして、こうした状況は、障害者および家族の双方が年齢を重ねるほど厳しいものになっていく。

3.2 家族による抑圧や冷遇

これまで、障害者が世話になっている家族に対して感じる気兼ねや肩身の狭さについて描写してきた。こうした苦しみは家族の不適切な関わりによってさらに増幅される場合がある。在宅障害者の中には、家族によって全く主体性のない存在として扱われる例があった。たとえば、「しののめ会」が発行している会報の増刊号には、会員の回顧にもとづいてBという在宅障害者の事例が紹介されている。Bは俳句や短歌に関心をもち、自分の境涯を詠った。それが掲載された雑誌を見た障害者のFはBと手紙等でやり取りをし、Bの家を訪ねようとするが、Bの母親に訪問を断られてしまう。次の文章は、その時の様子を描写したものである。

「B君、ぼくに帰って欲しいというのは、きみ自身の意志なのかね、それともきみのお母さんの・・・・・・・・？」／Bが苦しそうに首を上げて何か言おうとしました。それを抑えつけるようにしてBの母親のかん高い声が響きました。／「うちの子の意志と私の意志は同じです。そんなことおききになるまでもないでしょう」／Fはもうそれ以上何も言うことはないと思いました（しののめ発行所、1977：ページ記載なし）⁶⁾⁷⁾。

年齢相応の存在として扱われない例は他にもある。「青い芝の会」の小林ひさは次のように述べている。

今日は私の誕生日30年間も生きてきたのに母は今だに赤ちゃん扱いです。今だにどころか

1960：47-48)。なお、この調査は全体で41人を対象としているが、この問いについては既婚者を除外している。

6) この引用は、いつの時点について述べているのか明確にはわからない。ただし、会員の過去の経験を集めた冊子の中に含まれており、その冊子が1977年に発行されていることははっきりしている。おそらく1960年代の出来事であろうと推察される。

7) このエピソードは荒井の文献でも言及されている（荒井、2011：69）。荒井は、こうしたエピソードを手がかりに当時の在宅障害者が私的な領域をもてなかったことを示している。そして、『しののめ』等で語り出された性に関する話題は彼らの自分（他人に対して秘匿すべき私的な領域）の芽生えであると位置づけている。

一生かもしれない。はだはだ残念ですが、得することもあるから五分五分かな・・・私の気性としては特別扱いされるのが一番いやです。変わり者かしら（小林，1958：10）。

重い障害をもつ者にとって家族のケアや経済的な援助は必要である。しかし、家族の世話になり続けることは、抑圧的な状況を生み出しやすい。社会学者の岡原が述べているところを要約すると、社会には障害をもった子どもの世話は母親が見るべきという規範が強く存在し、多くの母親は自分が障害のある子を産んだという後ろめたさを感じている。その結果としてしばしば母親と障害をもった子は過剰にそして年齢不相応に密着した状況となりやすい。そこから母子が一体化し障害者にとって抑圧的な状況を生み出しやすい（岡原，2013）⁸⁾⁹⁾。

他方で、障害者が家族に冷酷に対応されている例もある。友愛会では、大分県の会員である佐藤タツエの投稿で、「『働かざるもの食うべからず』という言葉がいつも頭を過ぎり、自分を苦しめる」という主旨の投稿がなされた。これが他の会員に強い印象を与え、これに関連した投稿がいくつかなされた。その1つに畑地栄の投稿がある。畑地は自分が家族に言われていることを次のように紹介している。

「働かざる者は食うべからず」障害者の皆さんこの言葉を家族の者に言われた事は御座居ません（「か？」の脱字？—廣野補足）。私等障害者は出来るかぎりの事をしようとしてそれを求めています。けれど障害者なるが故に思うようにならないのです。私は毎日の様に義姉に言はれて居るのです。食事の時など自分の子供（六才ですから働けるわけがない）に「仕事をせん者は食べんでもえ」と、私にちよくせつ向かつて言わなくても、私がどんな気持で聞いているかわ会員の皆様にはよくわかると思います（畑地，1957：44）。

これまでさまざまな例を交えながら描写してきたように、在宅身体障害者たちは、いかに家族が献身的であっても、あるいは、献身的であるからこそ、自身の世話をする家族の負担になっているということを意識せざるを得なかった。また、障害者に対する家族の世話はしばしば不安定

8) そうした状況の最悪の結果の1つが母子心中であろう。「しのめ会」の阪東は、次のように述べてこれに危惧と嫌悪を表明している。

よく、身体の不自由な子の親がその子に向かって「私の死ぬときは一緒に死のうね」と云っているのをテレビや新聞・雑誌等で目にし、耳にするのであるが。この位腹の立つ言葉はない。（・・・中略・・・）世の親に訴えたいことは、もっと我々を人間として認め、尊重してほしいということだ。生命を親といえども人為的に左右されたくないのだ（阪東，1967：32）。

9) しのめ展実行委員会・東京都社会福祉協議会（1970：16）では、219人の障害者のうち、母親が介助しているケースが53%であると示している。そして、「多くの家庭は、母親がその介助の役目を果たしている。しかし、それと云って母親は食事の用意や洗濯などの家事を疎かにするわけにいかない。そこで、母親が用事をすませている間は、父や兄弟がその任にあたる」としている。

もしくは不適切だった。ある場合には、世話の担い手から主体的な意思をもたない存在として扱われた。別の場合には冷酷な言葉を投げつけられることもあった。

3.3 親亡き後の不安

以上のような状況にかかわらず、自分だけで生活することが難しい障害者にとっては、その立場を甘受する以外にないように思えたはずである。そして、主要なケアの担い手である親亡き後の不安は切実なものであった。その不安を「しののめ会」の谷島はその不安を次のように示している。

だが家庭を持てぬ私達重度障害者、両親亡き後の家族関係はうとくなり、何かと気まずい事も起こり勝、兄弟姉妹にばかり手頼っていたのではミゾの様なもの深まるばかり、親同様の暖かい手を弟妹に期待するのは無理というもの。肉親と云つても姉妹ともなると、違った次元に住む人とも云うべきであろう（谷島遺稿集慣行委員会編，1970：147）。

在宅障害者のケアの担い手である親（特に母親）が他界すると、ケアの担い手は兄弟・姉妹へと移行していく。さらにその兄弟・姉妹も先に亡くなれば、甥や姪がケアを担うことになる。谷島がそうであるように、両親によるケアとそれ以外の親族によるケアでは全く違うと考えている障害者は他にもいる。その理由は明記されていないが、2つの理由を推察できる。1つは、先にも論じたように、「障害者を産んだ母親がその面倒をみるべき」という規範が存在しており、母親をケアに駆り立てていたという点がある。この規範は、母子密着の原因でもあるが、他の親族よりも母親が献身的に世話をする要因にもなる。この点を在宅障害者の側から観察すれば、母親が他の親族よりも頼りになるということの意味する。

もう1つは、兄弟・姉妹や甥姪はやがて自分たちの家族をもつという点である。世話が必要な障害者の存在は彼／彼女の結婚の障壁になり得た。さらに、結婚後も負担であり続ける可能性もある。同居の相手となる親族の立場からみれば障害者は、結婚や家庭生活の障壁になる可能性があった。そして、そうした懸念は障害者本人にひしひしと感じられた。

ところで、これらの苦悩は単に彼らの主観的な問題ではない。たとえば、1966年に出された身体障害者福祉審議会の答申、「身体障害者福祉法の改正その他身体障害者福祉行政推進のための総合方策」では、1960年の身体障害者実態調査に言及しつつ、家庭にあって適当な介護者がいない障害者を28,000人とし、家庭奉仕員制度の創設が必要であると指摘している（手塚・加藤編，1985：134）。

また、本稿が対象としている時期は、都市化と核家族化が進行し、家族が相互に支え合う力がこれから弱っていくと考えられた時代である。家族社会学者の山手は、戦後の家族問題をふりか

えった論考の中で、昭和30年代の前半の特徴として核家族化進展を挙げている。また昭和40年代の家族問題として離婚の増加も指摘している（山手，1973：272-275）。こうした時期に在宅生活を経験した在宅障害者たちは、他の時代よりも鮮烈に将来の生活に不安を感じた。本稿が他の時期ではなく、この時期に特に注目する理由もこの点にある。

これまで述べてきたような状況に置かれた障害者たちは、現状を打破できないかと考えていた。彼らがそのための方策として念頭に置いていたのは入所施設である。次節では彼らの入所施設に対する思いがいかなるものであったかを検討する。

4. 入所施設に対する思い

4.1 在宅障害者にとっての施設

前節で述べたように、在宅障害者にとって親亡き後の不安を解消する上で有力な選択肢であったのが、入所施設である。入所施設に希望を見出している事例を『青い芝』からとり上げる。「青い芝の会」の君島稔は次のように述べている。

又、親のない後のことを考えると、何年先になってもよいから青い芝の会の方たちが助け合い乍ら暮らせる場所が出来たらどんなにいゝかと思えます。青い芝のみなさん、世の中の助けていただける方に少しづつお願いして、どうかすしも早くこの夢が実現できるように願います（君島，1960：4）。

君島の他にも同様の趣旨を投稿している例がある。身体障害者友愛会でも障害者が助け合う「愛の村」がつくれないかと会報に投稿されたり、実際に施設を建設するために活動を始めようと呼びかけたりする会員もいた。しかし、そのいずれも、すぐには実現しなかった。

こうした入所施設に希望を見出す記事を読む際に注意すべき点が2つあると筆者は考えている。1つは、彼らの想像していた施設がどのようなものか、具体的には明確でないという点である。「彼らは入所施設を求めていた」と書くと、現在、存在しているような入所施設を彼らが求めたような印象を与えかねないが、この時点で彼らの想像していた入所施設がはっきりと示されているわけではない。

もう1つは、1つ目とも関係するが、実際に入所施設を利用した経験がなく、記事を投稿している可能性が高いという点である¹⁰。当時の身体障害者福祉政策においては、更生の可能性の低

10) たとえば先にも言及した「青い芝の会」の調査では、施設入所の経験を問うている（対象となったのは41名、回答者34名となっているが、設問により回答したものが異なる）。この設問に回答した30名のうち、施設を経験したのは5名だった。なお、この調査では施設入所を望むか否かを尋ねており、「したい」6名に対し、「したくない」25名という結果であった。「したくない」の理由として「共同生活を好まない」、「社会性がなくなる」、「親と離れたくない」等であった。こうした点をふまえると保養所をめぐる事件が起こる前から、入所施設を積極的には求めない会員がかなりいたことになる。ただし、他の設問において

い重度障害者は政策の対象とならなかった¹¹⁾。さらに、期限を定めずに入所するような施設を身体障害者福祉法は規定していなかった。重度の障害があり、長期間滞在できるとすれば、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定され、1954年から一般の重度身体障害者を受け入れた保養所である¹²⁾。

ところが、この保養所に入所していた身体障害者がそこでの対応に耐えかねて、脱出を試みるという事件が起こる。この事件を受けて、彼らの入所施設に対する考え方は揺れ動くことになる。この2つの事件について項を改めて検討する。

4.2 2つの事件

①小柴資子の退所

小柴資子は、1955年6月に国立伊東保養所に入所した。それまで機能の改善を目指した手術を繰り返し、行き詰っていた小柴にとってラジオから流れてくる保養所の存在は夢のようだったという。東京身体障害者公共職業補導所に在籍していたときは周囲から一番重度とみなされていた小柴の障害は、保養所の中では軽度の方だった。しかし、彼女によるとある日突然、婦人科の手術の実験台にされたという。

問答無用というわけか、すぐさまベッドへ寝かされ、目かくしをされ、ギネーの内診をされてしまった。二十分以上もたったと思われるころ、「ガーゼを入れてあるから、三時間ほどしたら取り出して持って来て下さい」という。明らかに見も知らぬ国立病院の一婦人科医のモルモットにされてしまったのだ（小柴、1960：216）。

この事のショックもさることながら、彼女は周囲との人間関係に悩ませられることになる。特に戦争によって障害を負った年上の入所者に気を使わねばならず、疲弊してきたという。そうした状況の中で彼女は部屋の変更を申し出た時に職員に言われた言葉にショックを受けた。

国や政治での要望では回答がまとめて記載されているが、重度障害者の収容施設も挙がっている。入所施設の懸念があったとしても、なおそれを求めるということだろう。その理由は、「自分の将来の不安」という質問に対して解答されているように「父母亡き後の不安」であろう（金沢ほか編、1960）。

11) 身体障害者福祉法の成立に関する研究によると、更生は職業を得て経済的に自立することを意味した。この意味の更生が明らかに無理な障害者には支援しないことが認められた。ただし、職業能力の損傷に関する基準を明示するのは、困難であり、医学的な障害の重さから担当者が判断するというのが実態となっていく（佐藤、1983）。ただし、他方で福島県知事への返答で、実質的に職業的更生が難しい者でも対象として差し支えないという主旨の解答をしている例もある（熊沢、2005）。以上を総合すると、職業的更生の可能性の低い者は対象にしないという建前を維持しながらも、なしくずし的に対象を拡大し、法律上の文言が後から追いついていっているように見える。そして、更生の可能性をどのように見積もるか、低い場合に援助の対象とするかどうかは、対応した職員の判断によるところが大きかったのではないだろうか。身体障害者福祉法の対象の本格的に拡大するのは1967年の身体障害者福祉法改正以降である。

12) たとえば、1965年末で収容施設の定員は、8,197人（結核回復者後保養施設を含む）であり、施設の待機者は65,000人となっている（手塚・加藤、1985：144）。

ある日、がまんしきれなくなり（本文は「がまん」に傍点—廣野）ケースワーカーにお室がえをもうしてたところ、ケースワーカーこそ、私たち障害者の良き理解者であると信じていたのに、その人から意外な言葉でなのしられてしまった。／障害者とはなぜ、夢をいだけてはいけないのだろうか。／障害者とは、生きる価値のない人間なのだろうか。／この保養所だけが、生きる価値のない不具者のお前を養っているのだ。という暴言を耳にして私は目の前からすべての望みも、光もうばい取られ、目の前がまっくらになり、着の身着のままできび出してしまった（小柴、1960：218）。

彼女は、これをきっかけに施設を退所し、福祉事務所の活動をボランティアとして手伝いながら、日本社会事業大学に通い、福祉の仕事を目指すことになる（小柴、1955）。この小柴の退所は同じような境遇の障害者から非常に注目されている。それについては、後に述べる。

②木村浩子の退所

木村浩子は自分を世話していた叔母がリュウマチに罹患したことを契機に、いくつかの施設を経て国立別府保養所に入所した。トイレ等の時間制限、外出の制限などのルールに耐えかねて次第にこれらを破るようになった木村は、しばしば施設の職員から注意を受けるようになる。その様子を次のように回想している。

「木村さん、面接」／と事務室に呼ばれた。そしてものの小一時間も、指導課長から油をしばられた。／「あんたみたような身障者は、ここでなくては生きられぬのだ。おとなしくしなさい」と言われた。あるときは／「君のようなもの身障者は寮の統制を乱す、出てゆけ」／とも言われた。出てゆくところがなく、出ていっても生活能力がなく困ることを知ってのことで、退所命令は死を意味する。私はだまって耐えるよりしかたなかった（木村、1967：51）。

さまざまな不満を背景に、そして、入所者である傷痍軍人の自殺を直接のきっかけにして、彼女は施設を退所する決意を固める。ここでいう傷痍軍人とは、木村と同じ施設の入所者である。施設での対応に不満や葛藤を理由に自殺をした。木村はこのままだと自分も同じ道をたどると思い施設からの脱出を決めた。彼女は障害者団体の会合に出るという理由で外出を申請し、知人の「青い芝の会」の会員でさまざまな障害者の相談にのっていた、高垣听二が住んでいる千葉県勝浦市まで向かった。木村の電報を受け取った高垣は彼女を自宅に預かり、保養所に戻る意思のないことを確認した。事実関係を確かめるべく別府市に高垣は向かうのだが、その費用を得るためにもこのことを新聞記者に話したと述べている。筆者の調査では、その記事はアカハタの1964年

4月18日のものである。名前は明らかにされていないが、九州の保養所の対応に耐えかねてとび出してきた女性がいることを報道している。

別府の保養所について高垣に保養所の職員たちは、口を揃えて木村の日頃の言動がいかに常軌を逸しているかを語った。入所者にも話を聞いたが、施設について不満を漏らす者はいなかった。しかし、高垣がその施設に滞在を続け、所長や職員がいなくなると入所者たちはさまざまな制限が生活の中にあることを高垣におそろおそろ教えた。それをまとめると次の通りである。

表1 高垣による保養所の利用者への聞き取り結果

- 一 要介護者の場合、用便は午前七時から八時までに必ずしなければならない。
 - 一 食事は朝八時、正午、午後四時で、冬は就寝時間が早いからまだよいが、夏は腹が空いて苦しい。
 - 一 各室に看視用の窓があり、絶えず見張られている（これは所（所長の脱字—廣野）の説明によると重症者達なので、何時事故が起こるか知れないので、用心のためであるそうだ）
 - 一 三人以上集る時には、指導課の許可を得なければならない。
 - 一 別棟の者を訪ねる時にも指導課の許可を必要とする。
 - 一 外出・外泊は親兄弟の介助がある場合、又は肉親の死亡等の理由のある時に限る。
 - 一 二言目には「お前のような重度の者は、此处でなくては生きていけないのだから、規則をよく守れ。さもなければ退所させる」と言われる。
- ※これらの規則は1974年の執筆時点でも変更がない。

【出所：高垣，1978：125-126】

ここに挙げられている事項のいくつかは、施設側の出している文書でも確認できる。たとえば、国立伊東障害者センターの20周年記念冊子によれば、センターの規則として、夕食は16時40分、消灯は21時30分となっている（国立伊東障害者センター，1973：114）。外出をする場合には前日までに外出願を指導課長に届けなければならない。外泊の場合には3日前までに外泊願をやはり指導課長に届けなければならない。いずれの場合も帰所した際に速やかに連絡する必要がある。

さらに、当時の施設では介護に対する考え方が現在とは異なっている。別府保養所の三周年記念誌には、そのことが垣間見える記述がある。当時の別府保養所所長で後に国立伊東保養所の所長にもなった氏家は、「介護が至れり、尽くせりとは、入所者の身体をなまくらにし、これを習慣づけることは、保養の目的である「日常生活の習熟」の線が崩れ、入所者自身に大きな（一）となる」と述べている（氏家，1955：18）。また設備に関して、復帰先の環境が整っていないのに施設の設備だけが充実しても、施設側が自己満足したり、視察者が感心したりするだけだとも述べている（氏家，1955：19）。さらに、看護係長の西は、過剰な介護を求め職員に無理難題を突きつけ、それが実現しないと職員を責める一部の利用者がいることを問題視している（西，1955）。これらの記述から当時の介護に関する方針として、最低限度しか提供すべきでないと考えられたこと、支援する職員から見て、必要以上の介助を求めるものは問題視されたことがわ

かる。これらの退所者の事情が明らかになるにつれて、障害者団体においては、入所施設をめぐるさまざまな意見が出されるようになる。

4.3 入所施設についてのさまざまな意見

本稿の研究対象としている障害者団体ではこれらの2つの事件をどのように受け止められたであろうか。まず、小柴の退所は、『しのめ』誌上でとりあげられている。『しのめ』誌において、小柴を交えて行われた施設の問題点を語り合う座談会「収容施設の問題点」が行われている。この座談会では、入所施設について「我々の望みの頂点だ」という声もあるが、小柴によって様々な問題が報告されている（花田ほか、1959a：36-42）。たとえば、「ですけれど世話してくださる人に問題があるんです。手不足で仕方ないでしょうが理解が浅くて機械的で行かなくなりがちです」といった具合である。これを受けて、他の参加者から「うんそれに人間だから矢張り自由が欲しくなる。」といった感想や「どこでも小遣い帳の検査までは普通らしい」といった伝聞が報告されている。そして、ある参加者は入る側が期待しすぎてはいけないと意見を述べ、それを受けて施設入所を「修道院入りだね」と例えている者もいる。この座談会の暫定的な結論は、施設を小規模化したくさん作って欲しいというものであった。

この座談会は続編も行われており、二度目には施設の経営者も招かれている。明確な論調が存在しているわけではないが、施設の集団生活の中でどのような人が適応できるかが議論されている。また、入れてしまえば連絡が途絶えてしまう家族があるという指摘がなされ、この家族からの「精神的な遺棄」が問題視されている。さらにその「精神的な遺棄」の背景には家族機能の弱体化があるという意見も出ている（花田ほか、1959b）。これらの議論を積み重ねていく中で、「しのめ会」の会員は入所施設を理想的な場所と考えることが困難になっていく。

同様の変化は、木村の退所をきっかけに、「青い芝の会」でも見られるようになる。たとえば、「大規模なものより、小規模なものを地域にいくつも作って欲しい」という意見が出されている（金沢、1969：2）。さらに、「私はただその施設の中に入れられる奴のことをよくよく考えて頂きたい・・・（中略）・・・入れれば事足りる主義は入れられた奴にとってどんなものなのか・・・（中略）・・・施設をつくる時には社会から離れたところにつくるのではなくて町のドマン中につくるように・・・（後略）・・・」という意見も出されている。これらの意見は入所施設に何らかの改善を求めるものである（磯部、1964：2）。

他方で、さまざまな制約があったとしても入所施設を求めざるを得ないという意見もある。たとえば、すでに何度か引用した「しのめ会」の谷島は、「身内の冷たい仕打ちには泣いても、他人である看護人ならそれも耐えていけるのではないだろうか」と述べている（谷島遺稿集編集委員会編、1970：147）。同じくしのめ会の伴井は、施設はユートピアでもエデンの園でもないと述べた後に、集団生活が可能なのはコロニーのような大きな施設を利用し、集団生活が向か

ない人たちは小規模な施設に出来ないかと提起している（伴井，1961：7-8）。入所施設にさまざまな制約があるとしても他にどのような生活があり得るかをすぐに構想できたわけではない。

ただし、地域を志向するような意見があることもたしかである。「しののめ会」の吉田は「ひどい症状のなかまが（二例）アパートを借りて暮らしている事実は、私の考え方を一変させた・・・（中略）・・・施設内のアパート式の夫婦舎に住ませ、バス・トイレ・寝具衣類・給食完備となると、いまの私ははっきりいっていやだと思う。何か動物飼育を連想させる」と述べている（吉田，1969：12-13）。

以上の障害者の声を、順序を変えてまとめると次の通りである。すなわち、入所施設の制約を認識したうえで障害者団体の会員たちが提起できたのは、①入所施設の制約を受け止めつつやはりそれを必要だとする意見、②現在ある入所施設に小規模化や立地条件、運営のあり方などの改善を求める意見、③なんとか施設ではない場所（アパート等）で生活できないかを提起する意見である¹³⁾。

本稿の対象は、1970年代以前の障害者団体の会報であるが、補足的に1970年代以降の注目すべき点を述べたい。これから述べる2つの会報に注目するのは、それが障害者団体による入所施設についての意見を掲載したものであり、これらにふれておくことで、本稿の対象とした時期の言説の意義がより明確になると考えるからである。

1つは、「青い芝の会」によって1971年に発行された「施設問題特集号」である。この特集号は前半で府中療育センター問題を取り上げてその問題について会員の意見を集め、後半で施設のあり方に関する議論や会員の意見を掲載している。その論調は全体として、はっきりと入所施設の問題点が意識されているとあってよい。たとえば、運動のリーダーである横塚晃一は、府中療育センターによる障害者の管理体制をアウシュビッツの収容施設にたとえ、望ましいのは自分たちの参加によってつくられる小さな施設であるとしている（横塚，1971）。

もう1つ注目したいのは、「しののめ会」で特集されたコロニーに関する記事である。1971年に開設した群馬県高崎市の国立コロニーのぞみの園を見学した会員の意見が掲載されている。そこで掲載された意見の中には、「知的障害者だけが対象ということにがっかりした」という声もある一方で、コロニーへの収容が隔離につながるという主旨の批判的な意見をはっきりと述べているものもある（白石，1971）。

13) 本文では「しののめ会」と「青い芝の会」を特に取り上げているが、「日本身体障害者友愛会」でも入所施設からの障害者の脱出は話題になっている。内田は次のように日本人の障害者観の問題であると述べている。

脳性小児マヒの小柴基子（資子の誤り—廣野補足）さんの新刊「その歩みはおそくとも」を読むと、収容施設の不十分さがよくわかって身障者の前途に不安さえおぼえるのですが、わけても国立保養所（伊東）は重度の患者ばかりが“人生の終着駅”としてはいつているせいか、収容者を“人間あつかい”してくれなかったと記しています。これはおそらく、もはや回復の見込みもないから、そんな者はどう取り扱ってもかまわないという気持からでしょうが、そのような精神の根底にある“日本人の身障者観”をわたくしは重視したいと思うのです（内田，1960：8）。

障害者運動の中で収容施設の問題が広く共有され、明確に批判的な意識をもつようになるのは、府中療育センター闘争やコロニーを実際に見学したことを契機としており、1970年以降本格化していく。ただし、その背景には、これまでに論じてきた在宅生活においても、そこから逃れようとして利用した収容施設においても自由を制限されていた障害者たちの苦悩がある。彼らが入所施設についての問題に大いに注目するのは、施設こそが自分たちが抱えている問題を解決すべき場所だったからである。

5. 1950-60年代における障害当事者の声と自立生活運動

冒頭で述べたように、本稿の目的は、目的は1950年代～1960年代における障害者の在宅生活や入所施設での生活についての苦悩を当時の会報にもとづきつつ示し、それが自立生活運動にどのようなつながっているかを明らかにすることであった。この目的に照らして、第3節と第4節で明らかになったことをまとめておく。まず、障害者にとって在宅生活は気もちの休まらないものだった。彼らは家族の世話を受けることで自らが負担になっていると感じざるを得なかった。また、場合によっては世話する者との間に異常に密着した関係が形成されることがあった。逆に家族の中で白眼視される事例もある。その状況は家族や本人が高齢化していくにつれて、過酷になることは予測できても、解決の見通しは立たなかった。

かかる状況におかれていた彼らが救いを求めたのは、入所施設であった。ただし、すでに注7で指摘したように、入所施設そのものを積極的に求めるといっても、それを求めざるを得ない背景の中で暮らす者もいたという点に注意が必要である。彼らは自分たちが助け合って暮らせる施設をそれぞれに希求していた。しかし、保養所に入所していた障害者がそこでの生活に耐えかねて脱出してくるという事件が起き、やがて施設は無条件に自分たちを救ってくれるものではないということを彼らは思い知らされた。それ以降、彼らがとりえた見解は、制約があっても入所施設を求めるしかないというもの、施設の小規模化や設置する場所について意見を出し、それを改善していこうとするもの、アパートなど、施設でもそれまでの在宅でもない暮らしを模索するものであった。重要なことは、在宅生活と同じように入所施設も必要な身のまわりの世話と引き換えに自由の制限を引き受けなければならないということが明らかになったことである。そして、その状況を引き受けるか、さらに在宅生活でも入所施設でもない場所を求めるかということが意識されるに至ったことも明らかとなった。

筆者は、こうした在宅生活でも入所施設でもない場所で生活ができないかという彼らの希望こそが自立生活運動の原動力になったと考えている。もともと彼らが入所施設を要望したのは、在宅での生活がそれ以上に悲惨に思えたからである。したがって、入所施設のさまざまな問題が明らかになったからといって、もとの在宅生活に戻るといった選択肢は（実際にはそうせざるを得ない状況もあり得るとしても）、考えにくい。この意味で彼らが在宅生活でも入所施設でもない生

活の場を求めるのは極めて自然である。本稿でとりあげた年代の会報において「自立生活」という言葉は用いられていないし、具体的な構想が広く共有されていたわけでもない。しかし、在宅生活の苦しさや、そこから抜け出すために入所施設を利用するかどうかといった悩みは、特定の会員のものではなく、多くの会員に共通した課題であった。

自立生活が実際に可能になるためには、地域の社会資源の条件もそろえる必要があるし、障害者にもさまざまな能力が求められることになる。たとえば、たくさんの介助者と人間関係を構築したり、維持したりする能力や自分自身の生活を管理する能力である。しかし、あることを人が実際に成し遂げられるかどうかと、それを望むかどうかは別の水準の問題である。

最初にも述べたように、自己決定等の理念を強調しすぎると、それを可能な障害者だけが自立生活を求めることができると考えてしまいかねない。本稿が記述してきた在宅障害者の状況、入所施設の状況はその時代の障害者の多くが経験してきたものである。1970年代以降活発化する自立生活運動の背景には、在宅生活でも入所施設でもないもっと制約のない環境を求めるそれ以前の障害者たちの声が存在する。

最後に、今後の研究課題について述べる。本稿では3つの障害者団体の会報を手がかりに彼らからみた在宅生活や入所施設の課題について明らかにしてきた。しかし、当然のことながら、より深く研究するためには障害の種類による違いなどを考慮して、別の障害者団体の主張を検討する必要がある。

また、2000年以降、障害の種類を問わず、施設や病院から地域への移行が政策的にも実践的にも大きな課題になっている。本稿のような歴史的な検討が、こうした潮流に与える示唆として、在宅で生活できれば障害者が快適であるとは限らないという点がある。たしかに、大規模施設では入所者の生活は画一的になりやすく、彼らの自由は制限されやすいだろう。しかし、だからといって在宅生活において適切な支援がなかったり、社会的なつながりが断たれた状態であったりすれば、障害者は大きな苦しみを抱えてしまう。本稿で拾い上げた声をふまえて現在の障害者福祉へつなげていくことも筆者にとっての大きな課題である。

文 献

- 芥川みち子, 1954, 「病床日記」身体障害者友愛会『友愛通信』1, 11-12.
荒井裕樹, 2011, 『障害者と文学—「しのめ」から「青い芝の会へ」』現代書館.
荒井裕樹, 2012a, 「戦後障害者運動史再考(上)「青い芝の会」の「行動綱領」についてのノート」『季刊福祉労働』135, 125-152.
荒井裕樹, 2012b, 「戦後障害者運動史再考(下)「青い芝の会」の「行動綱領」についてのノート」『季刊福祉労働』136, 136-152.
有安茂, 1955, 「老童と老嬢と政治について—障害者の人間形成のために—」『友愛通信』2, 48-50.
土居伸哉, 1958, 『しのめ叢書 青春限界』近藤書店.
小林ひさ, 1958, 「思いのまゝに」『青い芝』3, 10.

- 『こんちくしょう』製作委員会, 発行年不詳, 『こんちくしょう—障害者自立生活運動の先駆者たち』パンフレット.
- 熊沢由美, 2005, 「身体障害者福祉法の制定過程—身体障害者福祉法の制定をめぐる(2)」『東北学院大学論集経済学』, (158), 243-268.
- 花田春兆ほか, 1959a, 「座談会, 収容施設の問題」, 『しのめ』38, 36-42.
- 花田春兆ほか, 1959b, 「座談会, 続収容施設の問題」『しのめ』39, 42-47.
- 花田春兆, 1966, 『ウワちゃんとおはるさん—ひとすじに道を求めて』読売新聞社.
- 花田春兆, 1968, 『身障問題の出発』しのめ発行所.
- 花田春兆, 1982, 『ときには逆考してみても』こずえ.
- 畑地栄, 1957, 「十一号の佐藤タツエ様の文を読んで」『友愛通信』13, 44.
- 原岡健治, 1959, 「生活の不安と限界—ひとつの公開状として」『しのめ』39, 15-20.
- 廣野俊輔, 2011, 『自立生活の思想的系譜—身体障害者運動に焦点を当てて』同志社大学 2011年度博士論文.
- 廣野俊輔, 2016, 「相模原障害者施設殺傷事件と優生思想」『現代思想』44(19), 162-168.
- 星加良司, 2007, 『障害とは何か—ディスアビリティの社会理論に向けて』生活書院.
- 磯部真教, 1964, 「母親大会に参加して」『青い芝』34, 2.
- 金沢英児ほか編, 1960, 「実態調査中間報告」『青い芝三周年記念号』, 31-48.
- 金沢英児, 1969, 「勉強会報告」『青い芝』72, 2.
- 木村浩子, 1967, 『わが半生記』土の会.
- 木村浩子, 1995, 『おきなわ土の宿物語』小学館.
- 小柴資子, 1955, 「当時のわたくしと現在のわたくし」『国立伊東保養所 創立十周年記念誌 曙』国立伊東保養所, 33-35.
- 小柴資子, 1960, 『その歩みはおそくとも』井上書房.
- 小柴資子, 1974, 『翼をはって』日本放送出版協会.
- 丸山かよ, 1961, 「白土さんの死を知つて」『青い芝 4周年記念号』46.
- 宮尾修, 1960a, 「箱と瓶」『友愛通信』35, 19-21.
- 宮尾修, 1960b, 「箱と瓶(二)」『友愛通信』36, 35-38.
- 宮尾修, 1961, 「ある生活」『友愛通信』41, 12-14.
- 西正次, 1955, 「介護業務の限界について」『国立保養所三周年記念』43-45.
- 岡原正幸, 2013, 「第3章 制度としての愛情—脱家族とは」『生の技法—一家と施設を出て暮らす障害者の社会学 第3版』生活書院, 119-157.
- 大谷いづみ, 2005, 「1960-70年代の「安楽死」論と反対論が示唆するもの—「しのめ」誌と「青い芝の会」による障害者からの異議申し立てを中心に」障害学会第2回大会報告.
- 雀部利猛, 1958, 「身体障害者の実態調査(上)」『論集(神戸女学院大学)』5(1), 29-72.
- 佐藤久夫, 1983, 「身障福祉法における対策規定の成立と展開に関する覚書(1)」『日本社会事業大学研究紀要』18, 17-40.
- 佐藤久夫, 1999, 『障害者福祉論(第2版)』誠信書房.
- 佐藤タツエ, 1956, 「働かざるものは食うべからず」『友愛通信』11, 18-19.
- しのめ展実行委員会・東京都社会福祉協議会, 1970, 『在宅障害者の実態』しのめ展実行委員会・東京都社会福祉協議会.
- しのめ編集部, 1977, 『しのめ増刊 家族・教育・障害児(拡大版)』しのめ発行所しのめ編集部, 1978, 『身障三十年史』しのめ発行所.
- 白石勲, 1971, 「国立コロニーはできたけれど・・・施設はこれでよいのか」『しのめ』72号, 11-12.

- 杉野昭博, 2013, 「第7章 障害者運動における親と子の葛藤について」副田義也編『シリーズ福祉社会学2 闘争性の福祉社会学—ドラマトゥルギーとして』東京大学出版会, 高垣昕二, 1978, 『どん底の灯』条例出版.
- 高山久子, 1956, 「小児麻痺患者も人間です」『婦人公論』41(5), 288-291.
- 谷島遺稿集慣行委員会編(1970)『しののめ叢書10 谷島まもる遺稿集 虹』谷島遺稿集編集委員会.
- 立岩真也, 1995, 「はやくゆっくり—自立生活運動の生成と展開」安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『生の技法—家と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤原書店, 165-226.
- 立岩真也, 1999, 「自立生活運動」『福祉社会辞典』弘文堂, 522.
- 手塚直樹・加藤博臣(1985)『講座障害者の福祉第6巻 障害者福祉基礎資料集成』光生館.
- 伴井よし子, 1958, 「恋愛と結婚についての現実と空想図」『友愛通信』19-21.
- 伴井よし子, 1960a, 「年金について」『しののめ』40, 33-36.
- 伴井よし子, 1960b, 「年金法の改正に望む」『友愛通信』32, 8-11.
- 伴井よし子, 1961, 「私の願望」『しののめ』43, 7-12.
- 津田道夫, 1977, 「第一部 歴史・理論篇 IIなぜ障害者解放運動というか」津田道夫・木田一弘・山田英造・斎藤光正『障害者の解放運動』三一書房, 41-48.
- 氏家馨, 1955, 「国立保養所の運営について」『国立保養所 三周年記念』16-19.
- 内田武志, 1960, 「総選挙におもう(一)」『友愛通信』36, 5-9.
- 山手茂, 1973, 「第5章 家族政策」望月嵩ほか『家族関係と家族福祉』高文堂出版社, 269-296.
- 山崎輝子, 1958, 「重度者は救われないか?」『友愛通信』第21.22号, 19-21.
- 横塚晃一, 1971, 「施設問題への提言」『青い芝施設問題特集号』27-29.
- 吉田道子, 1969, 「在宅身障者とは」『しののめ』65号, 12-13.
- 要田洋江, 1999, 『障害者差別の社会学』岩波書店.
- 全国肢体障害者団体連絡協議会, 2012, 『障害者運動のさきがけ—有安茂と友愛会の歩み』全国肢体障害者団体連絡協議会.

付記：本論文は、次の2つの文部科学省による研究費助成をうけて行った研究成果の一部である。

- ①基盤研究(C)「政策の作用関係に着目した障害者政策の包括的分析—横断的視点と縦断的視点からの考察」研究代表者 山村りつ(日本大学)。
- ②基盤研究(B)「病者障害者運動史研究—生の現在までを辿り未来を構想する」研究代表者 立岩真也(立命館大学)。